HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス七月王政期の労働者生産協同組合運動
Author(s)	赤司, 道和
Citation	北海道大學文學部紀要, 44(2), 1-42
Issue Date	1995-12-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33657
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(2)_PL1-42.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 44-2 (1995)

フランス七月王政期の労働者生産協同組合運動

赤 司 道 和

序 章

フランスにおける労働者生産協同組合運動は，1848年の二月革命を画期として第二共和政期に急激な発展を見せる。周知のようにこの時期のパリの労働運動に関しては，すでにR. ゴセーズ Gossez が膨大な史料に基づき極めて実証的な研究成果を公表している。まずゴセーズが明らかにしたところを本稿に関連する限りで簡単にまとめ，そのうえで本稿の課題に言及したい。

1848年の革命後に労働者の団結権が承認されるや，パリではまさに大衆的規模で職能別の労働者組織（コルポラシオン corporation）の形成が進展すると同時に，さまざまな職能で生産協同組合の形成が試みられた。なかでももっとも大規模なものは紳士服仕立工の協同組合であった。「紳士服仕立工友愛協会 Société Fraternelle des Ouvriers Tailleurs」は国民軍と遊撃隊の制服11万着以上の製造をパリ市と政府から請け負い，クリーシーの刑務所跡に協同作業所を開設した。作業所では一日800～1,600人が作業に従事したが，報酬の2％は次の協同生産のために資本として蓄積された。こうした職能個々の協同組合の形成が進行する一方で，職能別組織の中央組織である「セーヌ県労働者中央委員会」は6月に職能別生産協同組合の統合と，これに市場を確保するために首都の労働者を新たに地区ごとに組織化することを目的とする「連合コルポラシオン協会 Société des Corporations Réunies」の規約を公表した(1)。

(1) Rémi Gossez, *Les Ouvriers de Paris,* I, *L'Organisation 1848-1851,* Roche-sur-Yon, 1967, p.292 et passim; André Cochut, *Les Associations Ouvrières. Histoire et Théorie des tentatives de réorganisation industrielle opérées depuis la Révolution de*

職場に基盤をおく職能別生産協同組合と地区に基盤をおく一種の消費協同組合のこの連合体は，失業労働者のための国民作業所（アトリエ・ナシオナル Atelier National）の解散をきっかけとする六月蜂起の弾圧のなかで解体した。しかしゴセーズによれば「生産協同組合にたいする信頼は労働者の間に全般的に浸透し」，1848年の10月から1851年12月のクーデタまでの間に全国で1,000近くの協同組合が次々と誕生し，クーデタ前夜のパリには職能別組合の組織する協同組合が70ほど存在していたという(2)。二月革命以降，フランスの労働者は労働条件・生活条件の改善，あるいは労働者の解放そのものを実現する手段として労働者生産協同組合に全幅の信頼をおいていたといってよいだろう。

二月革命期の民衆運動に関してわが国では，昨年喜安朗氏が『夢と反乱のフォーブール 1848年パリの民衆運動』(3) を上梓された。ここで本稿に関連する問題点に触れたい。喜安氏は同書のあとがきで，二月革命期の民衆運動を検討する際の基本的な視角について，「一般的には，フランスに特徴的な工業化や社会経済的な「発展」の特質に由来する社会階層，特に民衆層の特徴的なあり方から説明されることにまずなるのである。しかし，これはともするとあらかじめ検討された「発展」の枠組みのなかに民衆運動をはめこむということになって，民衆運動は味もそっけもないものになってしまうのである。」とされたうえで，民衆運動において氏が関心をかきてられる点は，民衆の「社会的結合関係や文化」と「生活次元の政治」であり，この検討のために「経済的枠組みは設定しなかった。もっと微視的なところからはいっていって直接に問題に接近しようとした。」と述べられている(4)。このような視角の

1848, Paris, 1851, pp.34-36.

(2) R. Gossez, "Associacions ouvrières dites de 《1848》: échec ou réussite?", *Revue de l'économie sociale*, janvier-mars et avril-juin 1985, p.10. この論考はおもに上記の同氏著作のなかの生産協同組合に関する部分をまとめなおしたもので，脚注はない。

(3) 1994年，山川出版

(4) 前掲書，321-322頁

もとに氏は人と人とのさまざまな絆＝社会的結合関係を解き明かし，民衆の「夢」や「希望」が託された「アソシアシオン」の多様な様相を描き出している。そのなかで筆者にとってひとつ気になる点は，冒頭で触れた「連合コルポラシオン協会」についての叙述である。たとえば氏は「いたるところで民主的であると同時に社会的な共和国ということばが発せられている。しかも人びとはすでに国家に依存しない自立的なアソシアシオンの構想力に希望を託していたのである」(5) とされている。「連合コルポラシオン協会」は前述の通り，労働者による職能別生産協同組合を統合した上で，これに市場を確保するために生産者である労働者を消費者として地区別に編成しようとしたものである。これは国家の援助なしに，雇用主のもとから離れて労働者のみで新しい労働＝生産のあり方を実現しよとする試みである。このような試みは，既存の「経済的枠組み」を根底から変革しようとする強固な意志に基づくものである。彼らの「希望」を実際の運動として実現させるのは「夢」ではなくこの意志であろう。ところでこの意志とは，既存の社会に対する批判とこれに基づく社会改革の理念を内実とするのではないか。日常的な枠組みを突き破ろうとする運動を理解するためには，運動主体の意識・理念 ── ひと言で思想といってもいい ── の解明はやはり重要なことではないのか。「経済的枠組み」を問題にしないということは，この思想的枠組みも問題にしないということにもなる。これで彼らの〈こころざし〉に接近することができるのだろうか。

本稿で対象とするアソシアシオン（労働者生産協同組合）の検討のさいには，この点に関する分析，つまり運動主体の意識・理念という古典的テーマが核心のひとつに据えられる。また，労働者生産協同組合が既存の「経済的枠組み」の変革を目指すものである限り，その枠組みの提示も不可欠であろう。以下ではまず，本稿の対象とする協同組合運動の担い手はいかなる範疇の労働者であるかという点に簡単に触れたうえで，七月王政期の労働者生産協同組合運動にかんする研究史を振り返り，本稿で明らかにしたいと考えて

(5) 前掲書，174頁

いる問題に言及したい。

検討の対象となるのは19世紀前半のいわゆる産業革命期であるが、この時期のフランスの労働運動の主な担い手は機械制工業の労働者ではなく，手工業労働者である。筆者は前稿「手工業労働者のストライキ運動 ── 七月王政期のパリの紳士服仕立工の事例 ──」(6) において，パリとリヨンの手工業労働者，パリではとくに紳士服仕立工・活版印刷工・建築労働者などが運動の中心的役割を果たしていた，と指摘した。機械制工業の発展はイギリスに比較しはるかに緩慢である一方，パリの日常消費財・奢侈品生産部門，リヨンの絹織物などの伝統的手工業は国内市場の拡大とともにその生産規模も拡大し，また高級品生産はフランスの輸出工業製品の主要部門ともなった。これらの手工業都市が1830年の七月革命以降，フランスの労働運動の主要な舞台であった(7)。以上の点を前提に七月王政期のパリの労働者生産協同組合運動に関して，まずこの分野の簡単な研究史の整理と，いかなる視点でこの問題を扱うかという点に触れたい。

研究史の整理としたが，その蓄積は貧困である。これは19世紀前半のパリの労働運動史研究そのものが史料上の制約からなかなか進展しないという理由による(8)。今世紀初めにまとめられた Jean Gaumont の Histoire générale de la Coopération en France, 2vols., Paris, 1924 は未だに基礎的文献である。近年で19世紀前半に関するものとしては，上記のゴセーズのほかにこの領域に関する研究は極めて限られている。ここではまず最近の成果として

(6) 『北海道大学文学部紀要』42-3 (1994年3月)

(7) 工場制度の発展の遅れ，手工業の発展とその生産構造の変化など19世紀フランスの資本主義の特質と労働運動の発展の関係については，以下の論考がその基本的問題点の整理をおこなっている。William H. Sewell, Jr., "Artisans, Factory Workers, and the Formation of the French Working Class, 1789-1848", In *Working-Class Formation. Nineteenth-Century Patterns in Western Europe and the Unites Staites*, I. Katznelson & A. R. Zolberg (edit.), New Jersey, 1986.

(8) 公安関係の史料はパリ・コミューンの大火のさいにほとんど焼失してしまったためである。この時期のパリ労働運動史研究に関する史料の蒐集と整理については，拙稿「七月王政期の〈労働者文化〉の一断面」『史苑』124号 (1980年3月) の序文を参照。

G. ドゥラーブル Delabre と J. -M. ゴーティエ Gautier 共同の論考を取り上げる。彼らは19世紀前半の労働者アソシアシオン(ここまでは多様な内容を持つこの用語を定義しないで使用してきた。以下ではおもに生産協同組合という意味に用いる）の形成について次のように指摘している。つまり，七月王政期にはサン=シモン派は労働者に直接の影響はなく，またビュッシェ派やフーリエ派の宣伝は活発だが，1848年以前には労働者の生産協同組合は数例が散見できるだけである。さらにアソシアシオン運動の発展は1848年以降のことで，二月革命期の運動にはルイ=ブランとビュッシェの影響が競合している，と(9)。この論考は，労働者生産協同組合を当該時代の社会主義思想との直接の関係のなかで検討するという従来からの分析視角を踏襲したものである。確かにフランスでは七月王政期に多様な社会主義思想が開花し，まさに百花繚乱であった。しかしそれらの直接の影響のもとで形成された生産協同組合は少ない。ビュッシェ派の指物工・宝石工などの例が「散見」できるだけである(10)。本稿はこのような協同組合を分析の対象とするものではない。数が少ないからではない。労働者生産協同組合は生産手段の共有に基づき資本=賃労働関係を廃止するという意味で社会主義的であるが，それでは七月王政期から第二共和政期にかけての労働者生産協同組合の生成と発展は，特定の社会主義思想の直接の影響のもとになされたのであろうか。以下のふたつの引用は，この点に関する同時代人の証言である。前者は前述のクリーシーの協同作業所の指導者であった仕立工ベラール Bérard の発言に関する記事であり，後者は1851年に二月革命以来の労働者生産協同組合の歴史を著した共和主義者 A. コシュ Cochut の著作の一節である。

(9) G. Delabre et J. -M. Gautier, "Le socialisme associationniste pratiqué et la Révolution de 1848", In *Revue de l'économie sociale*, avril-juin 1985, p.9 et passim.

(10) Henri Desroche, *Solidarités Ouvrières, I, Sociétaires et Compagnons dans les associations coopératives (1831-1900)*, Paris, 1981, pp.19-25. など。

19世紀の文献としては L. -R. Villermé (médecin), *Des Associations Ouvrières*, Paris, 1849; P. Hubert-Valleroux (avocat); *Les Associations coopératives en France et à l'étranger*, Paris, 1884. が貴重である。

「クリーシーの協同組合はルイ=ブラン氏の指導によって組織されたものではない。このような組合はすでに数年前にさかのぼるのであり，この仕事場でのルイ=ブラン氏の影響はごく間接的なものでしかないといえるだろう，と市民ベラールは述べた。」(11)

「ここで触れられる社会運動は長い間に準備され，二月の革命によって決定づけられたものである。それは今日を特徴づけるもっとも重要な事実のひとつである……

現存する労働者のアソシアシオンは，既知の形式からでたものではなく，それぞれが個々に自由に発展したものであり，それぞれの規約はその時々の経験を生かして，各々の職能の必要性に適合させたものである……

この混乱の時期にひとつの思想というより心情が生まれた。アソシアシオンへの信仰である。公式に人々が賛同したなどというものではない。すべての潮流が受け入れたひとつの原則が討議を越えて天空に舞ったのである。それはあらゆる改革の骨子であった。」(12)

ベラールの発言の主旨は以下のようなものである。クリーシーの協同生産は，二月革命後の臨時政府の閣僚となったルイ=ブランが自らの「労働の組織」論を実行に移すために仕立工を指導して形成されたという風評を否定して，この組合は過去数年間の自分たちの実践に基づくものであるとする。コシュの主張も同様のものといってよい。二月革命後の第二共和政期に形成された多数の生産協同組合は，特定の思想の公式に依拠するのではなく，それぞれの職能の労働者の経験と必要性に基づくものであるとしている。コシュのこの発言は基本的な問題点を示していると考える。問題とは，「そのときどきの経験」あるいは「各々の職能の必要性」とは何かである。この点に注目した

(11) 1848年4月28日に開催されたClub de l'Unité démocratiqueの会議でのベラールの発言。*Le Peuple constituant*, 30 avril 1848. (F. R. ラムネ Lamennais などが二月革命直後に創刊した新聞)

(12) André Cochut, *op. cit.*, pp.iii et 15.

い。本稿では二月革命に先立つ七月王政期において，この時期の労働運動の中心的役割を担った紳士服仕立工や印刷工などによって実行に移され，あるいは立案された生産協同組合と，王政末期に結成された職能別生産協同組合の連合体の理念と組織形態を検討する。その際以下の点に留意したい。第一に，生産協同組合の理念が労働者のなかでいかにして形成され，これが浸透していったかという問題を扱うにあたって，ストライキなど労働者の運動の展開，およびその時期の政治的社会的状況との関連に注意する。労働者の協同生産の理念は特定の思想を学ぶことによって一挙に開花するのではなく，実際の運動の過程で徐々に具体的なイメージを獲得し，そのうえで労働者の生存条件の根本的改善のためにはこの理念の実現こそが必要であると考えるにいたるからである。第二に，労働者の生存条件の改善，あるいは労働者の解放そのものを希求するさい，彼らがこの理念の実現が不可欠でり，またその実現は可能であると考えたのは何を根拠にするのか。これらの点を労働者の社会認識のあり方に即して検討したい。この問題はフランス革命期の民衆運動と二月革命期の労働者の運動を比較検討するさいの前提ともなる。サン=キュロットは小生産者個々の再建・自立を要求した。一方その息子や孫たちは個の自立的生産ではなく，協同生産に向かった。両者の目指すところには，基本的な相違がある。この比較検討に不可欠な19世紀前半の「手工業職人」の社会意識・社会改革の理念については，これまで十分な検討がなされたとはいいがたいのである。第三に，社会主義及び共和主義と労働者の運動との関係に触れたい。社会主義思想についてはこれを労働者がいかにして受容したかという点である。共和主義との関係については注目すべき研究がある。七月王政期から第二共和政期にかけてのパリの労働者の生産協同組合について簡明な論考を著したB. H. モス Moss は，共和派が労働者の協同組合運動の推進に強く関わったとしている(13)。この指摘は協同組合の実際の形成過程と共和派の宣伝活動に関する具体的な分析に基づきなされたものではない

(13) Bernard H. Moss, "Parisian Producers' Associations (1830-51): The Socialism of skilled Workers", In *Revolution and Reaction*, Roger Price (edit.), London, 1975, pp.75-6.

が，筆者は今回の拙稿をまとめるにあたり，七月王政期の共和主義者は生産協同組合という社会主義的な運動たいして，これまで考えられてきたよりもはるかに積極的な影響力を及ぼしたのではないかという印象を受けた。この点に関する検討も試みたい。

なお使用する史料はおもに，協同組合の規約，労働者や政治結社によって発行された小冊子と新聞，および同時代人の著作などである。

第一章　七月王政初期の生産協同組合

1　ストライキと協同生産

フランスの労働運動史上，職能集団が主体となった生産協同組合の形成は，これまでに確認されている限りでは，1833年にパリの仕立工が結成したアトリエ・ナシオナル（Atelier National，国民作業所）が最初であり，この協同組合は以後フランスの労働者の運動に重要な影響を与えることになる。ところで七月王政期を通じてストライキがもっとも多発した時期はこの1833年と1840年で，両年とも不況が沈静化し好況に転じた年であった。J.-P.アゲAguetによると，1833年の秋以降，仕立工・製靴工・大工・宝石工・パン焼き工など20職種以上の労働者が賃金の引き上げなどを要求してストライキにはいり，七月王政は誕生以来初めての深刻な社会的危機にみまわれた(1)。なかでも仕立工のストライキは，その動員数・継続期間・組織力においてもっとも強力なものの一つであった。アトリエ・ナシオナルはこのストライキ運動の渦中で結成された。以下ではまず仕立工の協同生産と彼らのストライキとの関連，またこの協同生産がパリのストライキ運動にどのような影響を与えたかという点について整理したい。仕立工のストライキについては前出拙稿「手工業労働者のストライキ運動」で詳しい分析を加え，アトリエ・ナシオナルについても若干言及した。その概要を振り返る。

(1) Jean-Pierre Aguet, *Les Grèves sous la Monarchie de Juillet. 1830-1847*, Genève, 1954, p.119-124

1833年のストライキは賃金の引き上げを目的に10月上旬に始まり，300名弱の逮捕者を出して，11月下旬に終息した。このストライキは高度に組織化されたものであった。ストライキの「指導委員会」は要求を拒否した経営者の仕事場を「立入禁止」とし，厳重な監視体制のもとに経営者から長期間労働力を奪った。これを支えたのが「パリ仕立工博愛協会 Société philanthropique des ouvriers tailleurs de Paris」である。この組織は1831年に相互扶助組合として結成されたが，翌年には共和主義結社である「人権協会 Société des Droits de l'Homme」と同じ形態の組織に再編成され，さらに33年の9月には他の2つの相互扶助組合を統合した。ストライキの維持のためのには，以下の3つの方策がとられた。第一はすでに触れた「立入禁止」の措置とその監視体制である。第二は，ストライキ中の労働者の食料保証である。このために委員会は居酒屋と契約を結び，ここで通用する食券をストライキ中の労働者に配布した。第三がここで問題となる協同作業所（アトリエ・ナシオナル）の建設である。資本金は「博愛協会」の資金の一部と5％の利子付き株券の発行によってまかなわれた。作業所は職場を放棄した労働者に仕事を確保するために組織されたものだが，その開設に当たり仕立工は次のような記事を共和派の有力新聞である『トリビュンヌ Tribune』紙に掲載した。

「我々の普遍的な仕事場 atelier général は今日サン・トノレ通り99番地に開設された。ここではプロレタリアの解放を望むすべての市民の注文を受け入れる。皆様，われわれに手をさしのべてください。そうなれば我々の豊かなブルジョワたちは労働者がいなかったなら何もできないのだということがまもなくわかるでしょう。」(2)

「プロレタリアの解放」という用語（ここではマルクス主義の用語ではない）

(2) *La Tribune Politique et Litérature*, 5 novembre 1833.（当紙は労働問題に多くの紙面をさき，また労働者の投稿記事を多数掲載している）

を用い，このために雇用主を排除し協同生産を開始するというこの宣言は，多数の職種の大規模なストライキの拡大によって労使の対立が先鋭化し社会的緊張が高まるなかで発せられたものである。この反響は大きかった。まず共和主義者がこの仕立工の運動を取り上げ，その意義を強調した。以下は『トリビュンヌ』紙の論評である。

「仕立工は他の職能の労働者とは別の道を歩き始めた。彼らは働くことを拒否しただけでなく，雇用主なしでやっていく方法を考えた……これは労働自身の営為による最初の労働の解放である。」(3)

仕立工の協同作業所は，ストライキの渦中にある他の労働者の運動の展開に根本的な影響を与えた。製靴工・椅子製造工・印刷工などが仕立工に続いて協同生産の組織化に着手したのである(4)。この新たな運動の持つ意味について『トリビュンヌ』紙はさらに次のように論じている。

「労働者のアソシアシオンは，ヨーロッパにおける新たな産業組織である。いくつかの職能の労働者はその本能によって直接目的に到達する方法を発見した。それは単なる抵抗から行動に移ること，つまり労働者が自らの手に資本を所有することである。」(5)

共和主義者は「アトリエ・ナシオナル」について，これは「労働の解放」を実現する新たな生産組織であるとしたが，仕立工自身も「労働者が自らの手に資本を所有し」，「雇用主なしでやっていく」というこの新たな仕事場に，新たな意味付けをした。以下は裁判の際の原告側（経営者）弁護人の陳述である。

(3) *La Tribune*, 7 novembre 1833.
(4) *La Tribune*, 18 novembre 1833.
(5) *La Tribune*, 7 novembre 1833.

「彼らは次のように叫んだ。すべての用意ができた。民衆の勝利の時がきた。もう雇用者はなくなるだろう。これからはただアソシアシオンというメカニズムの下で，互いに平等な人間の間で服を作るのだと。もう立ち止まりはしない，まもなく人間が人間により搾取されることはなくなるだろうと彼らは明言した。」(6)

以上で引用した史料は前出拙稿でも触れた。1833年の仕立工のストライキは，賃金引き上げを要求して始まったものである。しかしこの運動は労使の対立が強まるなかで，労働者の解放のために生産手段の共有と平等の原則のもとで協同生産を実現するという新たな運動体を生み出し，さらにこの労働者生産協同組合の形成は，ストライキ中の他の労働者にも拡大した。ここには飛躍がある。賃金引き上げなど個別の労働条件の改善を求める運動から，既存の生産関係そのものを問題とする新たな運動の展開である。仕立工のアトリエ・ナシオナルがその指針となった。それでは労働者による協同生産という理念は，いかなる経緯で提起されていたのか。またアトリエ・ナシオナルという名称は何に由来するのか。次にこの問題を1830年の七月革命から1833年のストライキにいたる期間の政治的社会的状況との関連の下に考えてみたい。そのうえで仕立工の影響のもとに印刷工や製靴工によって試みられた協同組合に触れ，七月王政初期の労働者生産協同組合の展開について整理したい。

2　労働者生産協同組合の萌芽

まず協同作業所の名称に触れる。1831年の8月に2人の共和主義者が失業中の労働者のために大規模な作業所の開設に着手した。彼らは1株600フランの株を6,000株発行し，市民に協力を呼びかけた。パリは手工業部門の奢侈品と日常消費財の生産が支配的な工業都市であるが，作業所では多様な

(6)　*Gazette des Tribunaux*, 2-3 décembre 1833.（当紙には詳細な裁判記録が掲載され，証言はそのままのかたちで再現されている）

職種の労働者8,000人の雇用を予定し，8月下旬から生産を開始することになっていた。これがアトリエ・ナシオナル Atelier Nationalと呼ばれていた(7)。この呼称には当時の労働者の強い社会的願望が込められているといえる。ここには七月革命以降，彼らが公権力に強く要望した賃金と雇用の安定という問題が端的に現れているのである。それはまた1833年のストライキ運動の根本的要因でもあった。以下ではまずこの点について簡単に触れる。

繊維工業労働者の生存条件に関する詳細な調査を行った医師 L. ヴィレルメ Villermé が「労働者にとっての重要な問題は，高い賃金の獲得以前にまず安定した賃金を得るという点にあった」(8) と指摘しているとおり，労働条件と雇用の裁量権が一方的に雇用者側に掌握されている当時にあって，労働者にとっての死活問題は賃金の額とともに雇用の確保にあった。とくに奢侈品と日常消費財生産が主力産業であるパリでは，この問題は深刻だった。数年毎の周期的な不況とともに季節的な景気変動によって夏と特に冬に大きく生産が落ち込み，この閑職期の間，労働者は賃金引き下げと大量解雇にみまわれるのである。

共和派の手によるアトリエ・ナシオンルの開設が計画された 1831 年は，景気低迷のさなかにあった。1827 年に始まった不況は 1830 年の七月革命後も継続し，景気の回復がみられたのはようやく 1832 年になってからである。この間に多くの職種で賃金の引き下げと解雇が行われた(9)。不況の継続するなか，労働条件の改善に関して労働者は新政府に大きな期待と信頼をよせてい

(7) Les souscriptions patriotiques et L'Atelier Naional, 1831, Bibliothèque Nationale, Lb^{51} 809 (以下では B. N. と略す), Grande nouvelle pour les ouvriers sans ouvrage ou L'Atelier National, 1831, B. N. Lb^{51} 808. 両者ともアトリエ・ナシオナルの開設をつたえるパンフレットである。

(8) L.Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, 2 vols., Paris, 1840, tome I, p.16.

(9) 七月王政初期の賃金と労働市場の動向については，前出拙稿「手工業労働者のストライキ運動」を参照

た。七月革命におけるパリの民衆の闘いは公然と賞讃され，革命直後に新政府の関係者は労働条件・生活条件の改善を「約束」していたからである(10)。パリでは8月にはいると議会や警視総監にたいして多数の職種の労働者が労働条件の改善を求める請願書を提出した。

1831年のアトリエ・ナシオナルという名称には，公権力による雇用の確保という労働者の強い願望が込められていたのである。

1833年の仕立工のアトリエ・ナシオナルの設立は，すでに触れたように，賃金引き上げのためのストライキのなかで職場を放棄した労働者に仕事を保証しようとしたものであったが，パリ全体のストライキ運動の高揚による労働者と経営者及び政府との対立の先鋭化のなかで，この作業所は新しい理念をもつ運動体となった。それは既存の生産関係そのものを社会的争点とした。それでは，生産手段の共有と平等の原則のもとに労働者のみで協同生産を行うという労働者生産協同組合の理念はいかにして形成されたのか。ここには何らかの思想的系譜をたどることができるのか。この厄介な問題を検討するに当たり，まず労働者自身の協同生産についての発言を検討する。そのさい彼らがどのような用語や言い回しによってその論を展開したかが重要な点となるので，引用は長文となることがある。

労働者の世界で協同生産の訴えがまとまったかたちで初めて公になされたのは，これまで確認されるところでは，1830年の9月と10月に『アルティザン Artisan』紙上に掲載された論考が最初である。この新聞は4号までしか出されなかったが，記事の内容から印刷工が発行したものであることはまず

(10) 7月31日の新政府の宣言，8月11日の王室検事の演説など。Etienne Cabet, *Révolution de 1830 et situation présente (mai 1833)*, Paris, 1833, Tome I, pp.116 et 119; Octave Festy, *Le Mouvement ouvrier au début de la Monarchie de Juillet (1830-1834)*, Paris, 1908, pp.33-34.

(11) *L'Artisan. Journal de la classe ouvrière.* (22 septembre-17 octobre 1830)
『アルティザン』紙は，労働問題一般を取り上げるとともに，個別職種としてはもっ

間違いない(11)。W. H. スューエル Sewell, Jr. はこの『アルティザン』紙について詳細な分析を行ったうえで，その語法はその後労働者に大きな影響を与え，とくに重要なのはアソシアシオンという用語であるとしている(12)。この指摘に留意し，以下の引用文では1830年以降印刷工などによって継承された用語・表現などには下線（点線）を付記する。『アルティザン』紙は，労働者が社会でどのような位置にあるのか，その惨状の原因はどこにあるのか，これはいかにして改善されるかという点について次のように論じた。

「社会でもっとも多数でもっとも有益な階級は疑いもなく労働者階級である。この階級がなければ資本はなんらの価値もない。機械も産業も商工業もない……経済社会のなかで我々の果たす役割を変えるのには(七月の)三日間で充分であった。我々はいまやこの社会のなかでもっとも重要な位置を占めている……

長い間貴方達が食いものにしてきた我々の生業 * industrie は我々自身のものである。」(13)

「貧困の原因は何か。それは今日までの労働者に対する考え方にある。労働者の生存条件は過去も現在も企業家に食い物にされている……労働者はなぜ自らの生業を自らのために活用できないのか。

貧困の唯一の改善の方法は，イギリスとアメリカの労働者が取り入れている方法である。それはアソシアシオンである。この考えを労働者に普及すること，これが我々の任務である。」(14)

ぱら活版印刷業において争点となっている問題を詳細に取り上げている。

(12) William H. Sewell, Jr., *Work and Revolution in France. The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge, 1980, p.201.

(13) *L'Artisan*, 22 septembre 1830.（創刊の辞）

(14) "Quel est notre but, et quels sont nos moyens pour y parvenir ?", *L'Artisan*, 26 septembre 1830.

「労働者は個々人をとればその生業を自らが営む可能性はない……しかし百人が集まって日々の収入から必要部分をおかさない程度に少額を積み立てることは出来ないはずがない。我々自身が我々の生業を営むために充分な資本を作り上げられないというのか。例えば百人の労働者が一週間に2フラン貯蓄すれば，200フランになる。10週間後には2,000フランである……団結しよう，協同組織（アソシアシオン）を建設しよう。」(15)

（＊ここで使われた〝industurie〟という用語は「産業」ではなく，「技能・技巧」あるいは，いわゆる「生業」を意味する。）

先に触れたB. H. モスはこの『アルティザン』紙について，その「単純な用語，不器用な表現」をみると，「外部との協同作業の形跡はみとめられず」，彼らの「この新しい意識は，七月革命によって労働者階級が政治的社会的舞台に投げ出されて以来の彼らの経験から直接出たものである」としている(16)。モスは労働者のアソシアシオン論や実際の組織について，史料を提出しこれを具体的に分析するという作業をしていないが，上記の指摘は示唆にとむものと考える。以下ではこの点を検証する。次の発言は1840年に『リュッシュ・ポピュレール Ruche populaire』紙という労働者新聞に掲載された記事の一節であり，執筆者はサン=シモン主義者の印刷工である。

「文明社会の危機を克服する唯一の方法は，新たな秩序ある社会を建設することにある。そこで政府は，産業と科学と工芸に従事する労働者を階層的に組織し，生産を統御し，能力に応じて役割を分担し，労働に応じて報酬を与えることを任務とする。」(17)

(15) "De l'Association comme moyen remédier à la misère des classes ouvrières", *L'Artisan*, 17 octobre 1830.

(16) B. H. Moss, *op. cit.*, p.74.

(17) J. -L. Vanostal, "Aux travailleurs", *La Ruche populare*, janvier 1840.
(*La Ruche populaire, journal des ouvriers rédigé et publié par eux-mêmes.* février 1839-décembre 1849.)

『アルティザン』紙の印刷工が訴える協同生産論には，うえの『リュッシュ・ポピュレール』紙の印刷工のものとは異なり，サン=シモン主義などの社会主義思想に独自の論理なり語法は見られず，その用語・表現は確かに「単純」で「不器用」である。これは特定の体系立てられた理論に依拠するものではない。高い技能をもつ手工業労働者が生産活動における日々の経験に基づいて可能と思われることを提起している。熟練工である彼らは，資金さえ調達できれば労働者のみでの協同生産が可能だというのである。この熟練工としての経済的能力と彼らの提起する生産協同組合論の関係については，後に詳しく触れたい。

次に1830年代初頭のフランスの労働者の生産協同組合論の形成にはいかなる外的要因があったか，外部からの影響はいかなるものであったかという問題を考えてみたい。第一に思想潮流としては，当時宗派的活動を展開していたサン=シモン主義者よりも，B. H. モスの指摘する通り，労働者に接近を試みていた共和主義者の影響を注目すべきではないかと思われる(18)。七月王政初期の最大の共和主義結社である「人権協会」では，1832年の下半期から労働者の加入が増加しはじめ，1833年のストライキのさいに同協会は，労働者の職能組合の結成とその統一を目的に「宣伝委員会」を組織した(19)。これにともない共和派の新聞には，政治改革とともに社会改革に関する論説やアソシアシオンへの言及が目立つようになった(20)。以下は同協会がストライキの渦中で労働者向けに発行した小冊子からの抜粋である。

「労働者たちは単純明快にその苦難を表現した。彼らはアソシアシオンによってその劣悪な生存条件に終止符を打てると考えた。生産協同組合

(18) B. H. Moss, *op. cit.*, pp.75-76.

(19) O. Festy, *op. cit.*, pp.130-131; *Gazette des Tribunaux*, 25 et 27 avril 1834; *Mémoires de M.Gisquet, ancien Préfet de Police*, 4 vols., Paris, 1840, tome III, p.166.

(20) "Programme de La Tribune. Doctorines Républicaines", *La Tribune*, 31 janvier 1833; "De l'Association industrielle", *ibid.*, 22 mars 1833. など。

association coopérative のみが君たちの惨状を実際に長期にわたり和らげてくれる唯一の方策である……自らの生業を自ら活用する働く者のアソシアシオンを形成することによってのみ，労働者は生存条件の改善をはっきりと強固なものとして獲得できる……

君たちが産業の改革を熱望しているのは全く正しいが，この改革は政治革命なしには達成できないと思われる。政治改革は必然的に産業の革命を実現する……人民はその主権を回復しなければならない……そうなれば政府は人民のものとなり……この政府が働く者のアソシアシオンを援助し，君たちの作業所建設のための資金を提供するだろう。」(21)

政治革命の実現によってのみ社会改革は達成できるとするのが「人権協会」の従来からの基本路線であるが，上記の引用にみられるように1833年にはその社会改革とは労働者による生産協同組合の形成であると，具体的な展望を提示している。「人権協会」の加盟員は2,000名前後であり，そのほぼ4分の3が労働者であったとを考慮に入れると(22)，この共和派の影響は無視できないものと考えられる。

1833年までのフランスにおける生産協同組合論の形成にとって次に見逃せないのは，イギリスの協同組合運動の影響である。たとえばこの年ロンドンの仕立工は，R. オーウェンの影響の下に生産と交換の協同組織の形成に精力的に取り組み，秋には大規模な協同作業所の開設が宣言された(23)。これらの情報はパリにも届いていた。以下は『トリビュンヌ』紙へのある印刷工の

(21) *Société des Droits de l'Homme. Associations des Travailleurs*, par Marc Dufraise, 1833, (4 p.), B. N. Lb^{51} 2034.（以下で，(x p.) と頁数を付記するものは労働者などの手による小冊子である）

(22) Alain Faure, "Mouvment populaire et Mouvement ouvrier à Paris 1830-1834." *Le Mouvement Social*, No 88, 1974, p.80.

(23) *Select documents illustrating the history of Trade Unionism*, I, *The Tailoring Trade*, edited with an introduction by F. W. Galton, London, 1896, pp.LXXXI et 194

投稿記事である。

「我々はまず絶え間ない賃金の引き下げに対抗し，人間としての必要に応じた賃金の引き上げを保証する体制を組織した……次に我々が能力に応じた協同の資金を設立し，この資金をもって仕事場を開設したら，これは不正だというのだろうか。この仕場では利潤はすべての労働者に公正に分配され，機械の使用によって生産は向上する。

ヨーロッパのすべての労働者に，イギリスの労働者が模範となった平和な解放について訴えたい。今この時点でイギリスでは10万人以上の労働者が協同で働いていることを知らないものはないだろう。」(24)

活版印刷工は後に詳しく触れるように，七月王政期に最も強固な職能組織を維持したした職能集団のひとつである。彼らは七月革命直後の1830年9月に13名よりなる中央委員会を結成して以来，機械化問題と統一賃金表の制定をめぐって活発な組織活動を展開していた(25)が，1833年にいたり生産協同組合の形成に取りかかる。イギリスの労働者の大規模な協同組合運動と，パリで活動を始めたばかりの仕立工のアトリエ・ナシオナルを前にして，印刷工は3年前に『アルティザン』紙が提起したアソシアシオン論の実現を試みたのである。彼らの運動の指導的位置にいたJ. ルルー Leroux は「活版印刷業の労働者諸君に向けて。労働者が労働用具の所有者となることを目的としたアソシアシオンの建設の必要性について」というタイトルの小冊子を発行した(26)。そこには1833年の時点で労働者自身の生産協同組合論はいかなる

(24) *La Tribune*, 5 novembre 1833.

(25) *Paul Chauvet, Les Ouvriers du Livre en France de 1789 à la constitution de la Fédération du Livre*, Paris, 1964, p.108 et passim.; J. -P. Aguet, *op. cit.*, p.15 et passim.

(26) *Aux Ouvriers Typograhes. De la nécessité de fonder une association ayant pour but de rendre les ouvriers propriétaires des instruments du travail*, par Jeule Leroux, 1833, (13 p.), B. N. $8^{0}Lb^{51}$ 1782.

ものであったかという点が端的に表明されている。以下はその主要部分の抜粋である。

「仕立工が我々に模範を示してくれた……彼らは巨大な仕事場を建設し，勇敢にも彼らのかっての雇用主と競争を始めた。一言でいうと彼らは解放されたのだ……

機械やステロ版や徒弟制度そのものが我々にとって破滅的なのではない。問題はこれらすべてが雇用主の所有にあるという一点にある。

我々の生業は我々のものではない。その生み出すものに我々は何の権利もない……

我々の生業を我々のものにしなければならない……（そのためには）解放への道の先陣をきった他の職種の労働者に見習って，巨大なアソシアシオンを結成しよう。

我々に欠けているものは決して資金ではない……パリには3～4,000人の印刷工がいる。3,000人として1人が1週間に1フラン出したとすると1年間で260,000フランになる……

もしこのようにして我々が10年前から協同組織の準備をしていたら，いま我々は300万フラン以上の巨額な資金を手にしているはずだ。このフランスの地に首都のただなかに，我々自身の経営する印刷所を建設できたはずだ。」

この協同生産の理念自体は，『アルティザン』紙のものと基本的に同一の発想に基づく。雇用主から自立し「我々の生業を我々のものとする」ためには労働者が作業所の所有者とならなければならない。これは協同出資によって可能であるとする。しかもこの時，彼らの目の前には「巨大な作業所を建設し」，「一言でいうと解放された」仕立工の運動があった。これを指針とし，印刷工は労働者による協同生産の組織化という旧来の願望の実現に着手したのである。

ところで協同作業所の建設を目指すこの印刷工のアソシアシオンはまた以

下の目的を持つとされた。1）雇用主との合意のもとの賃金の制定　2）徒弟制度の整備　3）組合員への可能な限りの仕事の提供　4）病気のさいの援助　5）低い賃金で働くことを拒否した者など仕事のない者への援助，など。彼らは11月に集会を開き，このアソシアシオン案を採択した(27)。七月革命から1833年のストライキにいたる期間はフランスの労働運動の生成期にあたる。つまり労働者の組織化の初期的段階にある。印刷工のこの組織は，協同作業所の建設とともに労働条件の改善と相互扶助，さらには職場放棄の際の賃金保証など多様な機能を付与されたものであった。この点に関しては，本稿の課題を越える問題を含むものであり，別の機会に改めて検討したい。最後に1833年に計画された協同生産の具体例としてもうひとつ製靴工の事例を挙げる。以下は組合の規約の前文である。

「労働者が職能別組合に組織されたのは次のような目的のためである。1）相対立する組織によって今日まで各職能の中に持ち込まれた分裂，あるいは職能に基づく嫉妬によって様々な職能間に生じた分裂を解消する　2）互いに助け合い援助しあうことによって，労働者を搾取する者の支配と金銭欲に抵抗し，一般的利害の要請に従って賃金の維持・引き上げを実現する。3）社会的資本 capital social を創設し，作業所を建設する。この作業所は組合の各会員に仕事を提供し，その利潤は組合に属する。」(28)

製靴工も10月から労働条件の改善をめぐり，活発な運動を展開していた。この規約は11月初旬に集会で承認されたものである。協同作業所については10日に『トリビュンヌ』紙上でその計画案が公表され，中旬にはその開設が予定されていた(29)。この時点までの製靴工の運動に詳しく触れることは紙面の関係上できない。ここでは製靴工も印刷工と同様に，労働条件の改善のた

(27) O. Festy, *op. cit.*, pp.261-262.

(28) *Fédération de tous les ouvriers de France. Règlement de la Corporation des Ouvriers cordonniers*, 1833, (4 p.), B. N. Lb^{51} 4783.

(29) O. Festy, *op. cit.*, pp.251-253; J. -P. Aguet, *op. cit.*, pp.92-94.

めの組織的活動とともに，協同生産の実現に取り組んでいたという点だけを確認しておきたい。

仕立工・印刷工・製靴工の生産協同組合はこれまで見たように，個別の労働条件の改善を目指す運動の渦中で計画されたものである。1831年に失業対策として立案されたアトリエ・ナショナルは，1833年には仕立工の手によりストライキ中の労働者の協同作業所の名称となった。この仕立工の運動には，特定の社会主義思想の影響は認められない。労働者による協同生産という理念は，1830年に労働者新聞『アルティザン』紙によって提起されたものだったが，それは手工業労働者が自らの生産活動の経験から，実現可能と考えた改革案であった。この理念は1833年にいたり，ストライキ中の労働者の手によって，新たな労働＝生産のあり方を実現しようとする運動体となった。ここには闘争のなかでの飛躍がある。このときのパリの大規模なストライキは，賃金をはじめとする個々の労働条件の改善を目的として始まったが，労使の対立が激化するなかで仕立工は，「雇用主なしでやっていく」つまり「平等な人間の間で服を作る」作業所を現実のものとしたのである。これが他の職能の労働者にとって具体的な指針となり，生産協同組合運動が拡大した。

1833年のパリでは労働条件の改善を目的とする職能別大衆組織結成の最初の試みがなされるとともに，生産手段の共有の原則のもとに雇用主からの自立を目指す労働者生産協同組合が形成された。この1833年の運動は厳しい弾圧のもとで年末には終息に向かい，さらに1834年に制定された結社法によって，公然たる組織活動は不可能となった。以後共和派の運動は地下に潜り，労働者の運動はしばらくの間冬の季節を経験する。パリにおいて労働者の大規模な運動が再燃するのは1840年の夏である。以後1840年代半ばには，新たな形態の生産協同組合の形成が試みられる。次に二月革命前夜に計画され，あるいは実行に移されたアソシアシオンの検討に移りたい。

第二章　1840年代の生産協同組合

1　協同生産と熟練工の社会意識

1840年の6月から9月にストライキに入った職種は，仕立工・家具製造工・石工・錠前工など20職種ほどにのぼり，またこのときのストライキ運動は激しい街頭行動をともなうものであった(1)。このストライキが終息に向かうころ，パリの仕立工は新たな生産協同組合の形成に着手しようとしていた。仕立工ワーリ Wahry は6月の改革宴会（この年から始まった選挙法改正のための共和派の運動）で「人間による人間の搾取の廃止」と「労働の組織」の実現を訴えた共和派の銀行家グドショ Goudchaux に協同組合の素案を示し，資金援助を要請したが，発覚と同時にワリーほか指導者は逮捕され，計画は流産した(2)。この年のストライキも，仕立工を初めとして多数の逮捕者をだし，また彼らへの判決は1833年にもまして厳しいものであった(3)。おそらくこのためであろうと思われるが，パリにおける協同生産の試みはしばらく沈静化する。しかし1845年以降，仕立工と印刷工は再び活発な動きを見せる一方で，職能別生産協同組合の連合体の結成がみられた。以下ではこれらの協同組合の組織形態，これを支えた理念などについて可能な限り詳細に検討する。その際，先に触れた手工業労働者の経済能力と彼らの協同組合論との関係，および労働者の社会批判と社会改革の理念の基底にある彼らの社会意識 —— とくに労働・生産・資本・雇用主との関係，あるいは経済動向などに関する労働者の認識のあり方 —— に注目したい。

1845年の1月，縫製工（tailleur d'habit 通称仕立工）と高度熟練工である裁断工（coupeur）は共同の相互扶助組合を結成し，さらに同年7月頃協同作業所を開設した。この作業所は相互扶助組合の加盟員のみならず，すべての仕立工に開放された。また職業紹介所も兼ね，1846年には316名が登録して

(1) J. -P. Aguet, *op. cit.*, pp.166-221.

(2) *Le Populaire de 1841*, 20 mai 1841（カベー派の新聞）; *Le National*, 10 mai 1841.（共和派の有力新聞）

(3) J. -P. Aguet, *op. cit.*, p.222

いた(4)。かなりの規模であるが，詳細は不明である。

同年末に「仕立工統一会社 Compagnie de l'Union des Tailleurs」と呼ばれる生産協同組合が結成された。この組合は株式合資会社として組織され，100フラン株を1,000株発行する予定で，一株は25フランの分割払いも可能とされた(5)。この組合について労働者新聞『フラテルニテ Fraternité』紙は「純粋に商業的工業的性格のものであり，友愛の精神が完全に欠如している」と厳しく批判している。25フランを支払いうる労働者は極めて少なく，これは「一種の労働貴族をつくり出すものでしかない」うえに，組合の運営権は3人の設立指導者が掌握していたためである。同紙は「すべての者が平等の権利を持つことにより共同の利害が保証されるところにのみ労働者生産協同組合は存在しうる」と，労働者の解放のための生産協同組合の原則をあらためて喚起した(6)。

確かにこのような生産協同組合は少数のエリート労働者の共同経営事業でしかない。ビュッシェならびにアトリエ派の協同組合論にも基本的に同様の点を指摘できると思われる。1831年にビュッシェの提起した「社会的資本」の理念――譲渡されず組合に帰属する資本――(7)は，すでに1833年の製靴工の協同組合に継承され，さらには以下で検討する1840年代の協同組合の基本原則となる。にもかかわらず彼らの直接の影響のもとで形成された協同組合は数少なく，また組織は小規模であった。職能集団が担う運動とはならな

(4) *L'Union*, juillet 1846. (*L'Union, bulletin des ouvriers rédigé et publié par eux-mêmes*. décembre 1843-septembre 1846. *La Ruche populaire* のサン=シモン派労働者が1843年に新たに創刊した新聞); *Les Associations Professionnelles Ouvrières*, 4 vols., Office du Travail, 1899-1914, Tome, II, p.605 (以下では A. P. O. と略す) ; Jean Gaumont, *Histoire générale de la coopération en France*, 2 vols., Paris, 1923, Tome II, p.225.

(5) *L'Union*, janvier 1846.

(6) *La Fraternité*, mars 1846. (*La Fraternié de 1845. Organ des intérêts du peuple*. janvier 1845-février 1848)

(7) P. -J. -B. Buchez, "Moyen d'améliorer la condition des salariés des villes", L'Européen, 24 décembre 1831.「都市賃金労働者の境遇を改善するための方策」谷川稔訳，『資料フランス初期社会主義思想』，河野健二編，平凡社，1979年，91頁。

かったのである。この点に関して先の医師ヴィレルメは，ビュッシェの理論のもとに結成された協同組合の加盟員には，高い技能，品行方正，さらに献身とカトリックの信仰が強く求められた，と指摘している(8)。また印刷工の協同組合運動の当事者である T. メレ Mairet はアトリエ派に関して，「彼らは真面目で良心的，知的で献身的だが……彼らの組織は謎めいていて，その態度は少々陰気で押しつけがましく，パウロもどきの言い方をする」と批判している(9)。高草木光一氏はこれらの点について，アトリエ派のアソシアシオンの「構成員として認められるためには，良い労働者（bon travailleur）であることが求められ，かつ除名規定も存在する。構成員の能力の同質性がそこに前提されていたとみることができよう」としている(10)。この指摘は的確である。ここで「良い労働者」とは，高度熟練工であるとともにカトリック的倫理観を備えた労働者を意味する。ビュッシェ＝アトリエ派の運動は，特定の倫理観をもったエリート労働者を対象とするものであり，一般の労働者にはなかなか受け入れがたかったのではないか。

本論に戻る。1847 年になると新たに「仕立工総合協会 Association générale des Tailleurs」という生産協同組合が発足した。この組合の組織形態には二月革命前夜に結成されたパリの労働者生産協同組合に共通する特徴が認められる一方で，この組合結成の目的としては，1840 年代に顕在化した仕立工独自の利害が強調されている。以下では組合規約(11) に基づきこの 2 点について詳しく検討したい。

仕立工は生産協同組合を結成するにあたり，商法に則って株式合資会社 société en commandite par actions としての公式の認可を受けた。この形態が七月王政末期の生産協同組合に見られる第一の特徴である。1834 年の

(8) L. Villermé, *Des Associations Ouvrières*, pp.49-50.

(9) *A. P. O.*, I, p.713.

(10) 「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム（下）── 普通選挙と社会的作業所 ──」，『三田學會雑誌』87-4 （1995 年 1 月），56-57 頁。

(11) *Statuts de l'Association Générale des Tailleurs, en commandite par actions*, 1847, B. N. 8° W 19508.

「結社法」の制定以降，政治結社や労働者の組合に関しては純粋に相互扶助を目的とする組織以外は厳格な取り締まりの対象となっていた。1840年の仕立工の新たな協同組合は前述の通り，即座にその指導者が逮捕された。会社組織としたのは，組合に合法性をもたせるためである。資本金（社会的資本 fonds social）としては100フラン株を3,000株発行し，30万フランとする（規約第9条）。100フラン株は5フランのクーポン券に分割しうる。各株・クーポンには5％の利子と利潤に対して一定の配当が支払われる。クーポン券の購入には分割払いが可能である。仕立工はこのクーポン券を購入すれば組合員となり，仕事の分配を受ける権利を得る（9・11条）。一株の価格を可能な限り低く設定することによって一般の労働者の参加を可能とする，これが第2の特徴である（ちなみに平均的熟練工の収入は閑職期をのぞいて一日約4フラン，年収は1,000フラン弱であり，5フランという額は支払い不可能ではない）。組合の最高意思決定機関は株主総会であり，クーポン券所持者は20券毎に1人の代表者が参加できる。総会で15名の監視委員を選出し，同委員が組合の管理運営に当たる。総会における投票権は，持ち株数にかかわらず1票とする（36・38・41条）。以上の規定は注目すべきである。この「会社」はあくまでも労働者のための生産協同組合であり，その民主的運営のためには株主の投票権はあくまでも1人1票とした。これが第3の特徴である。また，作業の配分は能力に基づくが可能な限り平等に分配するとし，さらに男女両性はあらゆる点において同等の権利を有すると規定している（54・55条）。可能な限り構成員間の平等を保証するとする原則がここに認められる。

この新たな生産協同組合の結成目的について，規約の前文は以下のように述べている。

「このアソシアシオンの目的は，絶え間なく増大する既製服製造の侵略から労働者を守ることにある……彼らは安価という偽りの約束によって，これが何を意味するかを理解できない消費者を引きつけ，その結果我々の産業のすべての仕事を自らの手に集中する。彼らは注文服製造の親方の営業をかすめとり，労働者の汗を悪用し，両者の破滅をまねき，まったく誰の

利益にもならない。

この状態が続けば，大きな不幸を招かざるをえない。事態の改善は皆さんの肩にかかっている。団結し協同で手段を尽くし，力を合わせて巨大な産業協同組合を形成しよう。

我々の組合には雇用主も労働者 ouvriers もない。賃金を受け取る一方で，紳士服の製造と販売による利益の分配に参加する働く者 travailleurs がいるだけである。」

パリでは1842年ころから既製服生産の急激な発展が見られた。毛織物産業の資本家が貴族・ブルジョワ向けの生産に着手し，高級紳士服を従来よりはるかに安価で販売しはじめたのである。以後パリではのちのデパートの先駆となる大規模な既製服販売店が次々と建設され，一方で旧来の注文服生産（仕立業）は大幅な市場の縮小によって深刻な危機にみまわれた。パリの服飾産業を支える伝統的な手工業が，フランスなりの産業革命の推進者である繊維産業の資本家の事業拡大の前に文字どうり存亡の危機に直面していたのである(12)。これは「仕立工プロレタリア tailleurs prolêtaires」――1833年のストライキの際に人権協会系の共和派が使用した表現(13)――にとっては大幅な賃金の減少と技能の低下をもたらした。さらには熟練工としての注文服仕立工から，不熟練工としての既製服製造工への転落を意味した。この事態にいかに対処すればいいのか。ある印刷工は次のように言った。

「問題は簡単である。資本のアソシアシオンにたいして労働者はその腕のアソシアシオンを対置しよう。これが原則である。」(14)

(12) 「七月王政期のパリの紳士服仕立産業――労使関係および生産構造・労働条件の変容を中心に」『北海道大学文学部紀要』41-3（1993年2月）を参照。

(13) *Appel au bon sens du jugement rendu par le tribunal de police correctionnelle contre les ouvriers tailleurs*, par Association républicaine pour la liberté individuelle et pour la liberté de la presse, 1833, Bibliothèque historique de la ville de Paris, 11378 (No.21).

この印刷工の発言がどのような文脈のもとでなされたかは後述する。いま問題は，上の引用の内容を仕立工が実際の運動として行動によって実現したという点にある。彼らはこれまで経験したことのない大規模な資本の経営＝侵入に対して，「団結し協同で産業協同組合を形成」するほかは対抗のしようがないと結論づけたのである。これは1840年代以降の服飾産業などにみられる独自の状況（大資本による既製品生産の拡大）に対応しようとするものであるが，「雇用主も労働者もない」平等の権利の下での協同生産を実現しようという理念は，協同組合運動の普遍的原則である。

次に，この仕立工とともに協同生産の展開に重要な役割を果たした印刷工の活動の検討に入る。

パリの活版印刷工は組織活動に対して厳しい規制がしかれた七月王政期において，もっとも強力な組織を維持した職能集団である。彼らは1839年に雇用主が経営者評議会を組織したのに対抗して，同年「パリ活版印刷工協会 Société typographique de Paris」を結成した。この組織は当時の労働者の組織が通常相互扶助組合としての認可を公権力に求めたのとはことなり，秘密裏に結成されたものである。当初の加盟員は150名ほどであったが，1845年には1,200名になっていた。これはパリの印刷工の約半数にあたる。結社そのものが取り締まりの対象となる状況の下で，非公然の職能組合が大衆的規模で存続していたという事実は特記すべきである。この組織力を背景に，「印刷工協会」は1833年以来の懸案である賃金表制定の実現をめざし雇用主との交渉に入り，パリ印刷業界の統一賃金表は労使の合意のもとに1843年に制定された(15)。集団交渉による労働条件の決定は非合法である。このような経過による賃金表の制定は，画期的な出来事であった。

「印刷工協会」は活発な組織活動を展開していた。1839年の結成以来，彼らは他の職能の労働者のための救済基金を設け，壁紙工・活字鋳造工などがこ

(14) J. -B.Coutant,"Travail, Propriété, Association," *La Ruche populaire*, novembre 1847.

(15) *A. P. O.*, I, p.708-712.

の資金援助を受けた。さらに1845年には同協会のイニシアティヴのもとにパリの職能別組織の労働者代表中央委員会が結成された(16)。詳細は不明だが，印刷工は七月王政末期にパリの労働者の運動の統一に向けて重要な役割を果たしていたようである。

「印刷工協会」は労働運動の統一を目指すとともに，新たな生産協同組合の形成に着手し，1845年の3月には「友愛産業協会 Société de l'industrie fraternelle」の結成をみた。以下ではこの組合の組織形態と印刷工の提起するアソシアシオン論について検討したい。協同組合の指導は「印刷工協会」の議長であるS.パルマンティエ Parmentier が直接担当した（彼は二月革命期にパリの労働者代表中央委員会で指導的役割を果たす）。組合はやはり株式合資会社として登録され，3フラン株を3万株発行する予定であった。最高意思決定機関である総会での投票権は，持ち株数にかかわらず一票である。ちなみにルイ=ブランの『労働の組織』の再販はこの印刷所でなされ，その利益はすべて組合に寄付された(17)。生産協同組合を株式合資会社とした経緯について印刷工J.-B.クタン Coutant は次のように述べている。

「活版印刷工の間で合資会社が形成された。その目的は労働用具の所有者になる，つまり労働者に重くのしかかっているキャピタリストからの解放にある。このような試みはこれまでも印刷工によりなされてきたが，印刷所の購入には我々の収入に比較すると多大な資金が必要なため，失敗を重ねてきた。しかし比較的簡単な方法が提案された。Aumont-Thiville 夫人との検討の結果，株式をもつ会社とした。」(18)

この協同組合は前出の仕立工の組合に先立つものであり，印刷工の「友愛

(16) *ibid.*, I., p.712.

(17) *ibid.*, I, p.712-713; "Association entre Ouvriers" par J.-B. Coutant, *La Ruche populaire*, mars 1845; P. Chauvet, *op. cit.*, p.353.

(18) J.-B. Coutant, op. cit.

産業協会」の組織形態が，これ以降の労働者生産協同組合の原型になったものと思われる。ところで，1840年代には社会主義者のみならず，労働者自身の手によるアソシアシオン論が小冊子や労働者新聞を通じて様々な形で数多く提起されている。特に印刷工の発言は活発である。それらの全体をここで検討することは紙面の関係上できない。今回は上のJ.-B.クタンの新聞投稿記事を中心に，印刷工のアソシアシオン論とこの背景にある手工業労働者の社会意識を検討したい。クタンは1840年以来，労働者新聞『リュッシュ・ポピュレール』紙に多くの記事を投稿したが，彼の論説には当時のパリの労働者の社会批判や社会改革の理念の特徴が典型的に認められるからである(19)。検討の対象となるのは1847年11月に上記の新聞に掲載された「労働・所有・アソシアシオン」と題する論考である(20)。まず生産協同組合に対する考え方からみる（以下注のない引用は上記の論考のものである）。

「資本のアソシアシオンに対して，労働者はその腕のアソシアシオンを対置しよう。これが原則である……ひとつの成功例が必要である。これが信頼を確立し，人々を引き寄せる。紳士服仕立業と靴製造業がもっとも適当であろう。製靴工5人がアソシアシオンの核を形成したとする。他の様々な職能の労働者1,000人がこれに毎月1フランを提供する。一年もすればパリの製靴業はすべて労働者の手にはいるだろう。なぜなら，一つの事例さえあれば無数の事例が生まれる。一つの集団は複数の集団を生み出し，これは互いに手を結ぶであろう。上記の職能にはすばらしい利点がある。組合員は消費者でもあるのだから，アソシアシオン自体によって多数の顧客が保証されるのである。ひとつの証拠があればよい。成功は間違いないのだから。そうなれば，新しい経済政策に関する法が確立されるだろう。人民の汗を吸い尽くして働く者の惨状と破滅をもたらす企業家を廃止する

(19) 拙稿「七月王政期のパリの印刷工ミリタン――労働観・労働概念・「階級意識」をめぐって――」『北海道大学文学部紀要』38-2（1990年1月）および「印刷工J.-B.クタン――政治理念と社会理念をめぐって――」『北大史学』30号（1990年8月）を参照。

(20) "Travail, Propriété, Association", *La Ruche populaire*, novembre 1847.

ことによって，労働者が自らの労働の所有権をもつのである。」

この論考は印刷工独自の利害ではなく，労働者全体がおかれている現状の打開策としてのアソシアシオン論の提起である。そのさいクタンは衣類産業のような日常消費財部門の協同生産の組織化は消費者＝市場の組織化でもあるので，これが最適であり，この成功は間違いないとする。これが楽観主義であるか否かは，ここでは問わない。問題とすべきは第一に，彼らが労働者による生産協同組合の形成を可能と判断する根拠は何か，である。パリはすでに触れたように日常消費財と奢侈品生産を中心とする手工業が支配的な街である。これらの職種の労働者は一人前（平均的熟練工）になるのためには一定の初等教育を経たうえで数年間の技能教育が必要であった。1848年のパリの工業調査において，首都の労働者は一般にある程度の教育を受け，高い技能をもつ優秀な労働者であると報告されている通り，当時のパリの工業を支えていたのは高い技能を備えた熟練工である(21)。先のB. H. モスはこのような熟練手工業労働者について，「彼らは自らが労働用具・作業手順・製品の質，また仕事のリズムを決定し，作業のなかでその技能・技巧を発揮している。これにより彼らは生産の多くの部分をコントロールしている」としている(22)。彼の指摘は社会学者からの援用であり実証性に欠けるが，指摘された点は正鵠を得ている。パリの手工業労働者は高い技能と生産・経営に関する一定の知識を持つだけでなく，職場の指揮も任されていた。例えば印刷業においては高度熟練工である職工長（prote）が作業全体を統括し，経営者はこれに立ち入らない。仕立工においても同様である(23)。パリの手工業の仕事場

(21) *Statistique de l'industrie à Paris, résultant de l'enquête faite par la Chambre de Commerce à Paris pour les années 1847-1848*, Paris, 1851, I, p.62.
当時のパリの労働者の技能水準と技能教育の問題については，前出拙稿「七月王政期の〈労働者文化〉の一断面」を参照されたい。

(22) B. H. Moss, *op. cit.*, p.78.

(23) パリの手工業における労働慣行については前出拙稿「七月王政期の〈労働者文化〉の一断面」，とくに印刷業については「七月王政期のパリの印刷工ミリタン」，仕立産業については「七月王政期のパリの紳士服仕立産業」を参照されたい。

における労働者の自己裁量権は高い。高度な技能を持ち，また自らが生産工程をコントロールしている手工業労働者には，資本さえ調達できれば「雇用主なしでやっていく」ことが可能と思えるのである。アソシアシオンの理念が手工業労働者の間に浸透した基本的要因はここにあると考えられる。ビュッシェのアソシアシオン論も，まさにこの点を前提としている。彼は，「熟練が基本的な資本であり，生産設備をほとんど必要としない」指物工，大工，石工，製靴工，錠前工などにとって「生産共同組織（アソシアシオン）の実現を妨げるものは，唯一，信用貸付資金の欠如のみである」が，この障害も「労働者向け融資のための銀行を系統的に組織していくことによって」克服できるとしている(24)。彼のアシソシアシオン論は，当時のパリの手工業の生産構造と労働者の経済能力を的確に反映しているという点は確認できる。

第二に見のがせないのは，労働・生産・資本および企業家との関係などに関する彼らの考え方である。再び上記のクタンの論考をふりかえる。

「労働は生産の唯一の原動力である。他に原動力はない……［正当な］所有とは自分の労働の成果である。自分の労働以外の手段で所有を得た者はすべて搾取者か高利貸しだ。

資本の持ち場とは何か。一体資本は何を生み出すのか。たとえば，労働者が一足の靴を仕上げ3フランを雇用者から貰い，この同じ労働者がこの靴を買うのに6フラン払わされたとする。一方の手からもう一方の手に渡る間に加工がなされたのだろうか。この靴は労働者のもとにあったときより価値が大きいのだろうか。絶対そうではない。それでは何故労働者は3フランで与えたものを6フランで買わされなければならないのか……

労働者を犠牲にして企業家を富ませること，労働の（成果の）大部分を彼らに与えること，何もしない者を富ませるために働く者を悲惨な状態に陥らせること，これは堪えがたいことだ……

(24) P. -J. -B. Buchez, op. cit., 谷川訳，89，90，93頁。

資本は何も生み出さない，ゆえに何らの権利もない。しかし資本は必要である。」

筆者はかつて前出拙稿「七月王政期のパリの印刷工ミリタン」においてこのクタンをはじめとする印刷工の労働観・社会観などに独自の考察を加えた。そこで問題としたのは，労働の社会的価値，労働と労働者の現実社会での位置づけ，雇用主との社会的関係などに関する彼らの認識のあり方であった。ここで再度以上の点に関する発言をいくつか以下にあげる。

「労働は公の富，万人の幸福，秩序・自由の源である……生産者，つまり労働者がいなければ何もなしえない。それにもかかわらず富が増大するにつれて，労働者の貧困・惨状が拡大するのはどういわうわけだろうか。」(25)

「あなた方は労働者がいなかったら何をなしうるだろうか。資本は食べられない。土地もだ。あなた方を養っているのはそこから生まれる生産物である。この生産物は誰のおかげであるのか—働く者のおかげである。」(26)

「あなた達がこれほどまでも軽蔑する人民は，あなた方の富・尊厳・地位の造り手ではないか。人民がいなければあなた方はどうなるだろうか」(27)

上記の発言は，「労働は生産の唯一の原動力である」とするクタンと同様の労働観・社会観に基づくものである。真の生産者は労働者であり，一方「資本は何も生み出さない，ゆえに何らの権利もない」（クタン）はずである。しかし「労働者はすべてを創造し，すべてを作り出し，すべてを生産する。だが何ものも所有しない。いかなる権利もない」（ボワイエ）(28)。これが我々の

(25) Adolphe Boyer, *De l'état des ouvriers et de son amélioration par l'organisation du travail*, Paris, 1841, (165 p.), p.8, B. N. Lb^{51} 3426.

(26) Jules Burgy, *Présent et Avenir des Ouvriers*, 1847, (32p.), p.22, B. N. Lb^{51} 4349.

(27) August Colin, *Le Cri du peuple*, 1831, (8p.), p.5, B. N. Lb^{51} 541.

(28) A. Boyer, *Les Conseils de Prud'hommes, au point de vue de l'intérêt des ouvriers et de l'égalité de droits*, 1841, (8 p.), p.6, B. N. Lf^{266} 3.

おかれている社会現実である，とるすのが労働と労働者の現実社会での位置づけにかんするかれらの認識である。この認識から生じる憤り，つまり「何もしない者を富ませるために働く者を悲惨な状態に陥らせること，これは堪えがたいことだ」（クタン）とする心情は彼らに共通のものである。これが彼らの社会批判の根底にある。労働者による協同生産は，まさしく彼らにとってこの堪えがたい社会現実を根本から変更しうる唯一可能な方法と考えられた。「これからはただアソシアシオンというメカニズムの下で，互いに平等な人間の間で服を作るのだ」とした1833年の仕立工の叫びは，社会改革を希求する労働者の共通の熱望となり，1845年から47年にかけて形成された新たな労働者生産協同組合は，この熱望を実現うる方策として提起されたのである。

労働者生産協同組合に関してここまでは労働者独自の運動として検討してきた。しかしそれは労働者の世界に閉じ込められたものではない。労働の場を変革しようとする彼らの運動は，王政末期にいたり政治の枠組みを覆そうとする政治諸潮流の運動との合流をみたのである。この運動は，職能別生産協同組合の連合体の形成をめざすものであった。最後に，この運動についての検討を加える。

2　生産協同組合の連合 ── 統一産業会社 Compgnie des Industries Unies

1846年3月15日，内務大臣は法務大臣に次のような報告書を送った。

「1845年の8月以来，パリのコミュニストがいくつかの職種を協同で運営するために活動している。これはいわゆる社会主義の諸理論を実行に移し，同時に政治結社にいわば合法性をもたせようとするものである……行政府は慎重にこの会社の発展とその活動を監視し，彼らが産業組織の隠れ蓑のもとに現在の体制に敵対する政治活動を展開しようとしているという証拠をあらゆる点から収集し続けるつもりである。」(29)

(29) Lettre du 15 mars 1846 du ministre de l'Intériueur au Garde des Sceaux,

この組織は「統一産業会社 Companie des Industries Unies」と呼ばれ，職能別生産協同組合の連合体の形成を目的とするもので，1845年11月1日に株式合資会社として所定官庁に登録された。結成当初の株式購入者は300名，初代の運営評議会の構成メンバー（創立者と同メンバー）は以下のとおりである(30)。

議　　長＝Louis Tourreil（文筆家，キリスト教社会主義）
副 議 長＝Philibert Reveyron（地主）
書　　記＝Léopold Amail(弁護士，サン=シモン主義)　Jules Prunelle(銀行員)
会　　計＝Alexandre Raisin（地主，ブランキ派）
事務局員＝René Baissas（文筆家）　Marius Turrel（農学者）　Auguste Guyard（医師）　Louis Javelot（長靴製造業）　Antoine Lalande（帽子工）　Eugène Dufriez（皮革工）　Henri Gardeche（飾紐製造工，同職能協会創立者）　Benjamin Flotte（コック，ブランキ派）　Louis Danguin(機械工)　Victor Lefèvre, Charles Levière et Pierre Wahry（仕立工3人）

創立者のメンバーに見られるとおり，この組織の結成に関して社会主義者ならびに共和主義者のイニシアチヴを否定することはできない。というよりもむしろ，政府当局の言葉を借りるなら「産業組織の隠れ蓑のもとに」サン=シモン派からブランキ派まで，当時の政府がコミュニストと呼ぶ反体制諸勢力が結集し，統一行動を展開していたのである。しかもその活動はパリにとどまらず，リヨンにも波及していた。以下は順に，内務大臣から法務大臣への報告書（1846年3月16日），『フラテルニテ』紙の記事（同年4月），およびブランキ派のF. ジラール Girard の著作（48年2月以降）の一節である。

Archives Nationales BB^{18} 1441 (1992)

(30) *Statuts de la Compagnie des Industries Unies*, Archives Nationales BB^{18} 1441; J. Gaumont, *op. cit.*, p.226, note (6).

「今この時点でリヨンでは，同様の組織の形成が最大の関心事となっている。この計画を早急に実現するために，いく度となく労働者の集会が開かれている。」(31)

「統一産業会社はリヨンで多数の加盟員を獲得したため，今後の申し込みは当市の加盟員が代理として独自に受け付けることになった。」(32)

「リヨンの蜂起の指導者と人権協会や山岳派から季節協会にいたるまでのパリのさまざまな結社の委員会のメンバーが，〝アトリエ連合協会 Société des Ateliers〟の呼び名のもとに再編成された。これは共和主義者の力を結集し，今日の盲目的政治のなかに必ずや生起するであろう闘いを指導し，その方向を決定するためのものであった。」(33)

七月王政末期の政治の世界の表面では，先に簡単に触れた選挙法改革のための〈宴会〉が華々しい運動を展開していた。だがその底流では，サン=シモン主義者などの社会主義者，1830 年以降最大の共和主義結社である「人権協会」と 1839 年に武装蜂起を試みた「季節協会」系の共和主義者，さらには 1831 年・34 年のリヨンの蜂起の指導者など，多様な政治信条を持つ反政府諸勢力が「統一産業会社」のもとに結集し，かつてない大きな潮流を形成しようとしていたのである。

しかしこの「統一産業会社」は決して政治活動のための単なる隠れ蓑ではない。先に触れたとおり，この組織は職能別の生産協同組合の形成とその連合を目的としていた。この協同組合はいかなる原則に基づき結成されたのか。

(31) Lettre du 15 mars 1846 du ministre de l'Intérieur au Garde des Sceaux, Archives Nationales BB^{18} 1441 (1992)

(32) *La Fraternité*, avril 1846

(33) Fulgène Girard, *Histoire démocratique de la Révoluion de 1848*, Paris, sans date p.13.

以下は規約序文の抜粋である。

「この会社の構成員は，勤勉で正直に働く者，自分の労働で生活する者は，多数が団結すれば自分たちでアソシアシオンを形成でき，これによって企業家や資本家なしにやっていくことが可能であると考えた。

労働者のアソシアシオンはひとつの産業しか運営しなかったならその目的を達成できないだろう。すべての労働者は兄弟であり，すべての産業は連携している。この新しい会社は産業の連帯の実現を望んでいる。

《団結した労働者》は，自分たちの資金で自らの経営のもとに生産を開始し，自己の製品を自ら販売する。また同時に原料・労働用具・仕事場を自らの手にするために，雇用主・資本家という仲介者を廃止する。さらにアソシアシオンの発展にともない，消費者への製品の販売も商人の仲介なしにすませることができるだろう。」

「社会的資本」は100万フランとされ，25フラン株を4万株発行する予定であった。また25フラン株は2フラン単位での分割払いが可能とされた(規約第6条・16条)。翌年の11月には一株を5フランとし1フラン単位の分割払いを可能とした(34)。「会社」の運営は毎年総会で選出される運営評議会が担当し（規約21条），各株主はその持ち株数にかかわらず，総会では1票の権利しかない（37条)。運営評議会は労働条件・製品の価格などを決定する。加盟員にのみ労働の分配が保証される（30条)。この「会社」はあらゆる職種に生産協同組合を組織し，その連合体の形成を目的とする(4条)。このために最初の2年間は利潤のすべてを資本（社会的資本）として蓄積し，その後は5分の3を社会的資本の蓄積に当てる（20条）とした。

初代評議員は規約の立案者でもあり，これにはサン=シモン主義者も参加しているが，その規約に提示された生産協同組合の理念は，特定の社会主義思想に基づくものではない。引用冒頭の「勤勉で正直に働く者，自分の労働で

(34) *La Fraternité*, novembre 1846

生活する者は」アソシアシオンの形成により「企業家や資本家なしにやっていくことが可能であると考えた」という表現は，これまで検討してきた仕立工や印刷工の発想と基本的に同質のものである。またこの協同組合の組織原理は，先の仕立工や印刷工の組合のものと同一である。組合は株式合資会社とする，株価は可能な限り低価格とする，総会での投票は持ち株数にかかわらず1票とする，などである。その上でこの組合は規約に見られるように，すべての職種の生産協同組合の連合体を目指すという壮大な構想を掲げる一方で，生産とともに流通の組織化をめざした。『ユニオン』紙はこの協同組合を以下のような簡明な表現で街の労働者に紹介した。

「あらゆる職種の労働者を統合する《統一産業会社》は，単に労働を組織するだけでなく，交換と消費の組織化を目的としている。このアソシアシオンは，原料を購入し，仕事場を建設し，製品の販売のための店舗を設置する。」(35)

生産協同組合の建設は，日常消費財部門から始まった。「会社」の発足一年後には，紳士服仕立工・製靴工・帽子工の3つの職能の協同作業所が活動している(36)。この協同組合の実際の展開は，先に検討したJ.-B.クタンのアソシアシオン論を想起させる。クタンは「紳士服仕立業と靴製造がもっとも適当であろう……これらの職能にはすばらしい利点がある。組合員は消費者でもあるのだから，アソシアシオン自体によって多数の顧客が保証されるのである」と論じた。ただし彼は「統一産業会社」に直接関与しているわけではない。労働者の間で同一の社会認識・社会改革の理念の拡がりが確認できる一例である。

この組合の活動は様々な思想的傾向をもつ新聞の注目を引きつけた。サン=シモン主義の影響が強い先の『ユニオン』紙は上記の引用をはじめ，その活

(35) *L'Union*, juillet 1846.

(36) *La Fraternité*, novembre 1846

(37) *L'Union*, juillet 1846, novembre 1846 など

動状況の報告に多くの紙面をさいた(37)。ネオ・バブーフ主義的『フラテルニテ』紙も同様である。彼らはこの運動について次のように評した。

「さまざまな職種の労働者が，正義と友愛の原則を信条とする人々が，企業家の搾取から逃れて，今日まで資本の所有者が労働者の汗と引き替えに天引きしてきた利潤を自らのものにするために団結した。このような試みは確かに不完全なものだが，最大限の称賛に値する。これは過去の時代と現在の時代とをはっきりと分けるものである。」(38)

むすびにかえて

フランス七月王政期における労働者生産協同組合を分析対象とするにあたり，本稿では特定の社会主義思想に基づき結成された組合ではなく，まず仕立工・印刷工などの職能集団が七月革命以降のストライキなど彼ら運動の進展の過程で形成した協同組合について，その運動との関連で検討を加えてきた。七月王政期にはビュッシェなど体系化された思想の直接の影響による協同組合の結成件数が少ない，という点のみがその理由ではない。それ以上に19世紀前半のフランスにおける労働者生産協同組合は，特定の思想を学ぶことによって初めから確乎たる形態と方向性をもった運動として展開されたのではなく，賃金引き上げのためのストライキ運動などその時々の運動の進展のなかで，徐々にその具体的なイメージを獲得していったからである。ここでは最後に，これまでの本稿で取り上げた協同組合について，その形成の過程を再確認するとともに，冒頭で提起した問題点を整理したい。

労働者の職能集団が初めて結成した生産協同組合は，1833年の仕立工のアトリエ・ナシオナル（国民作業所）であり，その当初の目的は，ストライキ中の労働者の仕事の確保にあった。しかしストライキがパリ全体に拡大し，社会的緊張が高まるなかで，この作業所は大きな反響を巻き起こし，個々の

(38) *La Fraternité*, octobre 1845. ちなみに『アトリエ』紙はこの協同組合に対して，資本家・企業家・商人を一挙に廃止するのは不可能である，などと批判的な態度をとった。*L'Atelier*, octobre 1845.

労働条件の改善を目的にはじまったストライキ運動は，新たな展開を見せはじめた。共和派の有力新聞は「彼らは働くことを拒否しただけでなく，雇用主なしでやっていく方法を考えた。これは労働自身の営為による最初の労働の解放である。」とこの運動のもつ新たな意味を指摘し，印刷工も「彼らは巨大な仕事場を建設し，勇敢にも彼らのかっての雇用主と競争を始めた。一言でいうと彼らは解放されたのだ」として，その意義を強調した。一方仕立工も「アソシアシオンというメカニズムの下で，互いに平等な人間の間で服を作るのだ。まもなく人間が人間により搾取されることはなくなるだろう」と労働者生産協同組合の目的を端的に表現した。この仕立工に続き，ストライキの渦中の印刷工・製靴工など他の職能集団が協同生産に着手した。1833年のアトリエ・ナシオナルは，フランスにおける労働者生産協同組合運動の最初の指針となったと言ってよいだろう。

生産手段の共有のもとに労働者のみで協同生産を行うという労働者生産協同組合の理念がはじめて提起されたのは，七月革命直後の『アルティザン』紙によってであった。B. H. モス Moss は当紙のアソシアシオン論について，その「単純な用語，不器用な表現」をみると，「外部との協同作業の形跡はみとめられず」，「この新しい意識は，七月革命以来の彼らの経験から直接出たものである」とした。この指摘は的を得ているが，問題はその「単純な用語」「不器用な表現」とはなにを意味するかにある。それらの用語は体系立てられた論理ではなく，熟練手工業労働者が労働の場における日々の経験に依拠し，この経験に基づく直観によって実現可能と考えた改革の理念を表現しているのである。しかし1833年にはストライキによる社会的緊張が高まるなかで，それまで直観によって語られてきた理念は，現実の運動体となった。ここには闘争のなかでの飛躍がある。この契機となったのが，仕立工の協同作業所の建設であった。このとき「人間による人間の搾取の廃止」というサン=シモン主義の標語も，彼らの社会的願望をもっとも簡明に表現する用語として労働者のなかに定着したと考える。

1840年代には，株式合資会社という新たな組織形態が考え出された。これは結社法による組織活動への厳しい規制のもとで，合法性を獲得するためで

ある。ただし「会社」といってもあくまでも生産手段の共有と平等の原則のもとに，株主となった労働者が協同生産を行うことが目的である。このために，「会社」の資本を「社会的資本」と規定したうえで，一株は可能な限り低価格とし，また最高意思決定機関であるである総会での投票権は持ち株数に関わらず一票とした。本稿では具体的事例として紳士服仕立工と活版印刷工の協同組合を検討の対象としたが，そのさいに問題としたのは以上のような協同組合の組織形態の解明とともに，労働条件の改善，あるいは労働者の解放の達成のためには，生産協同組合こそが不可欠であり，またその実現は可能であると彼らが考えた根拠はどこにあるかという点であった。それは一言でいえば，既存の経済の枠組みのなかでの労働・資本・企業家などに関する彼らの認識，および自らの経済能力に関する自覚に基づくものであった。かれらの言葉に即して要約するなら，「労働者はすべてを創造し，生産するが，いかなる権利もない」一方，「資本はなにも生み出さない，ゆえになんらの権利もない」。にもかかわらず「富が増大するにつれて労働者の貧困・惨状が拡大する」。この「堪えがたい」社会現実を克服するためには「企業家を廃止することによって，労働者が自らの労働の所有権をもつ」ことが不可欠である，とする。このような社会意識は，先に触れた熟練工としての職場での経験的認識に基づく直観を起点としながらも，自己の労働を経済社会のなかで捉えなおし，労働の価値，労働と労働者の社会での実際のあり方などを再認識した結果生れたものである。これが彼らの社会批判の基底にある。そのうえで，われわれの労働・技能が製品の価値を生み出すのであり，また生産工程は事実上われわれがが統御している。それゆえ，資本さえ調達できれば「雇用主なしで」，「平等な人間の間で」生産活動を展開することは可能である，とする。労働者生産協同組合の理念が，熟練手工業労働者の間に浸透していった基本的要因は，彼らの以上ような社会意識と自己意識にあると考えられる。

次に七月王政末期に結成された労働者の統一組織について振り返る。これまでの検討によれば，七月王政末期のパリにはふたつの統一組織が存在したことになる。ひとつは職能別組織の代表者の中央委員会であった。この委員会結成のイニシアチブをとった「活版印刷工協会」の議長のS.パルマンティ

エは，1848年の二月革命期の「セーヌ県労働者代表中央委員会」においても主導的役割を果たすことになる。もうひとつは「統一産業会社」であった。この「会社」は，あらゆる職種にわたる生産協同組合の連合体を形成するという新たな構想を提起し，まず消費財生産部門である紳士服仕立業・靴製造・帽子製造の協同生産にとりかかった。先のJ.-B.クタンの指摘の通り，この部門がもっとも実現可能と思えたからであろう。この構想は二月革命期の「連合コルポラシオン協会」において再現されることになるが，いまここで確認すべきは以下の2点である。第一に，「統一産業会社」は，1840年代の職能別協同組合の組織原則を継承したうえで，新たにその連合体を目指したものであり，また規約に表明された協同生産の理念は特定の社会主義思想に基づくものではなく，うえにまとめたような手工業熟練労働者の労働観・社会観から生まれたものであった。しかし一方でこの運動は純粋に「労働者の世界」から自生したものではない。これが第二点である。協同組合の連合体の結成に当たり，政治的党派が重要な役割を果たしていたのである。しかもここにはサン=シモン派などの社会主義者とともに「人権協会」系の共和主義者やブランキ派も参加していた。二月革命前夜にいたり，七月王政期のフランスの労働運動と政治運動の中心であったパリとリヨンでは，それまでのさまざまな運動の指導者たちが，多様な政治信条を抱えたままで一大政治潮流を形成していたのであり，ここに労働者の生産協同組合運動が合流したのである。これは今日までの二月革命史研究において触れられなかった点である。

最後に今後の課題に関連して，労働者生産協同組合運動と共和主義・社会主義思想との関係について簡単に触れたい。B. H. モスは，生産協同組合の理念の普及に関し共和主義者の役割を強調したが，本稿の「統一産業会社」の事例に見られる通り，とくに七月王政末期において，共和主義者は生産協同組合という社会主義的な運動に積極的に関与していた。「統一産業会社」は共和派の単なる政治的隠れ蓑ではなく，生産協同組合の推進はこの時期の共和主義者の社会政策の重要な一環だったように思われるが，この点に関する本稿の検証は不充分に終った。また社会主義思想に関しても，サン=シモン主義者やルイ=ブランなどの理論と，労働者がさまざまな機会に表明した協同生

産の理念との比較検討を今回は試みることはできなかった。この作業は労働者生産協同組合運動を整理するうえで欠かせない点であろう。七月王政期の共和主義思想と社会主義思想については，労働者の運動との具体的な関わりを通して改めて検証しなおしたいと思う。